

平成20年12月22日

## 「地域建設業経営強化融資制度」の活用について

この夏以降の急激な景気の悪化等により、非常に厳しい経営状況にある建設業者を支援するため、県では「建設業支援プログラム」を策定しましたが、建設業者の年末における資金繰り等の困難さを受け、土木部では、更なる緊急対策として、平成20年11月に国が新たに制定した「地域建設業経営強化融資制度」を活用し、未完成工事に係る工事請負代金債権の譲渡を承諾することで融資保証を受けられるようにしました。

### 1. 債権の譲渡先

#### (株)建設経営サービス

東日本建設業保証(株)の子会社であり、債務保証を行う(財)建設業振興基金が被保証者として認めた民間業者。

また、(社)茨城県建設業協会においても制度導入を予定しており、事業開始とともに利用出来るよう建設業協会への債権譲渡も承諾する予定。

### 2. 対象工事

県土木部発注の工事で、当該工事の出来高が2分の1以上である工事。ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。

### 3. 制度の流れ

建設業者は、建設経営サービスに工事請負代金債権を譲渡する。

建設経営サービスは、建設業振興基金の債務保証により金融機関から転貸資金を調達し、工事の出来高部分について建設業者へ融資する。

工事の出来高を越える部分については、金融機関が東日本建設業保証の金融保証により建設業者に融資する。

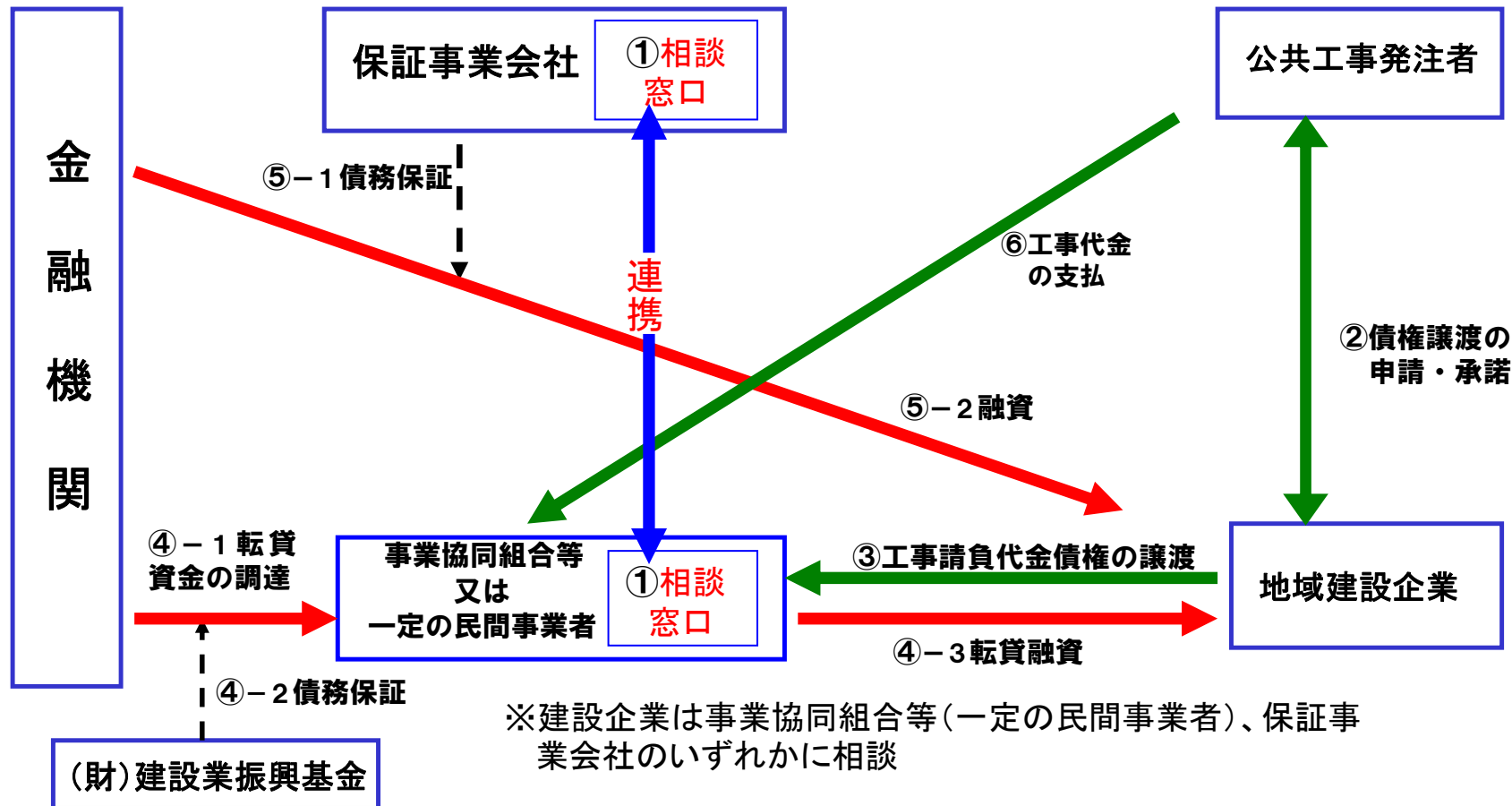
制度の詳細については、別紙スキーム・イメージを参照。

### 4. 実施期間

平成20年12月5日から平成23年3月末日までとする。

# 地域建設業経営強化融資制度

建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進。



※建設企業は事業協同組合等(一定の民間事業者)、保証事業会社のいずれかに相談

※建設企業は発注者の承諾を得て事業協同組合等(一定の民間事業者)に対する債権譲渡

※建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることで、出来高を超える部分を含め融資

# 地域建設業経営強化融資制度の具体的なイメージ

